# 仕　様　書

１．総則

受注者は、本仕様書、業務委託契約書、及び門真市（以下、「発注者」という。）の指示事項を遵守して業務を遂行しなければならない。

２．件名　　茨田堤樹木管理業務委託

３．目的

本業務は、発注者が管理する大阪府指定史跡「伝茨田堤」に生育する高さ 20m程度の巨樹６本を含む樹木の剪定を、樹木医の指導の下で実施することにより、樹木を保護・保存し、史跡の歴史的景観を保全することを目的とする。

４．履行場所　　門真市宮野町８　大阪府指定史跡「伝茨田堤」

５．契約期間　　契約締結日から令和９年３月 31 日まで

６．支払方法　　完了払

７．業務内容　　剪定樹木一覧に記載する「伝茨田堤」内の樹木剪定等

「伝茨田堤」に生育する樹木は史跡の重要な構成要素であるが、弱っている樹木もあり、樹木の生育及び保護・保存と歴史的景観とのバランスを図るという観点から、樹木の状態を診断した上で剪定する必要があるため樹木医を必置とし、樹木医及び剪定作業に熟練した者によって業務を行うものである。かつ周辺の安全に十分に配慮して業務を行う必要があり、これらの点を踏まえて業務の遂行に当たるものとする。

作業に当たっては、高所作業車を使用するため、当該地北側の市道について自転車を除く車両通行止めとし、警備員（交通誘導員）を配置のうえ、迂回路を設けなければならない。また、この市道は市立古川橋小学校の通学路であるので、児童の登下校時は特に安全に配慮し、近隣住民等の通行の安全にも配慮しなければならない。

なお、業務の対象となる樹木の位置については、別紙を参照すること。台風等による強風に耐えられるよう、当該地北側市道や南側民家等の史跡地外に出ている樹木は強剪定とする。

８．管理樹木の取り扱い

樹木の取り扱いについては、切断面が自力で回復できることを基本とし、自力で回復できないものについては、防腐処置を施すこと。

樹木の管理に支障がある場合は、協議すること。

９．作業に関する指示事項

⑴　業務に従事する技術者のうち１名以上は、一般財団法人日本緑化センターが認定する樹木医の資格を持つ者であり、その者と本入札参加申請日以前３か月以上の直接かつ恒常的雇用関係にあること。

⑵　業務の着手に当たっては、発注者の指示に従い実施すること。

⑶　業務の実施に必要な諸手続（道路使用許可等）や関係者協議等については、受注者が行うこと。

⑷　受注者は、業務の着手に先だって作業主任者を定め、発注者に書面で報告しなければならない。また、変更のあった場合も同様とする。

⑸　業務中は、必ず作業主任者が現場に立ち合うこと。

⑹　受注者は、労働安全衛生規則等の関係法令を熟知し、業務における労働災害防止に努めなければならない。

⑺　業務の履行に当たっては、事前に近隣住民に周知すること。

⑻　作業主任者は作業時における騒音、振動、その他の公害を未然に防止するよう努め、近隣住民に迷惑をかけることのないよう留意すること。なお、近隣住民に迷惑をかけ、苦情等が発生した場合には、直ちに責任をもって解決することとする。

⑼　業務に要する機材、消耗品等、業務にかかる諸費用についてはすべて受注者の負担とする。

⑽　作業場所は狭いため、旋回等安全に注意すること。

⑾　歩行者及び自転車等の通行車両には、施工位置を知らせること。また、業務の履行に当たっては、歩行者及び自転車等の通行車両並びに工作物、建造物等に損傷を与えないように安全措置を講じること。万一、怪我・損傷等を生じた場合においては速やかに発注者に報告し、その指示のもと処理すること。なお、受注者の故意又は過失により生じた損害は、すべて受注者の処理及び負担とする。

⑿　受注者は、作業中の火災防止のため、作業員等に油脂類、薬品及び薪炭、その他易燃性の物品の周辺は、火気使用の厳禁の指示を行い、周辺の整理整頓を励行しなければならない。

⒀　現地には水道施設がないため、業務の履行に当たって必要な水については各自で用意すること。

⒁　枝等を落下させないこと。

⒂　降雨等作業に支障がある場合は、かどま歴史ミュージアム担当職員の指示に従わなければならない。

10．業務終了に関する指示事項

⑴　受注者は業務が完成したときは、その旨を発注者に報告するとともに、業務前と業務後の全容を把握できる写真を添付の上、樹木医の専門的見地からの診断を踏まえ、樹木ごとの詳細や施術箇所を記載した報告書を作成し、発注者に提出す

ること。また、その他の提出書類についてもかどま歴史ミュージアム担当職員と調整の上、提出すること。

⑵　作業終了後はかどま歴史ミュージアム担当職員の指示に従い、現場を清掃し、残材、廃物、木屑等を撤去しなければならない。また、ブームの届く範囲の民家等の屋根を清掃すること。

11．その他

本仕様書に疑義が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項については、適宜発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

## 剪定樹木一覧

（位置については別紙を参照すること）

| | 幹回り（cm） | 作業上の注意点 |
|---|---|---|
| ⑦ | 460 | 強剪定 |
| ⑧ | 420 | 精密診断により特に根株付近注意すべき腐朽状況あり |
| ⑨ | 346 | 南側史跡地外に出ている部分は入念に剪定すること |
| ⑫ | 156 | 強剪定。史跡地外に出ている部分は入念に剪定すること。 |
| ⑬ | 212 | 強剪定。史跡地外に出ている部分は入念に剪定すること。また、街灯に接触している箇所については、枝が街灯に接触しないように剪定すること。 |
| ⑮ | 40 | 二股に分かれている |
| ⑱ | 234 | 強剪定 |
| ⑲ | 120 | 枯れているため伐採 |
| ⑳ | 28 | |
| ㉓ | 15 | |
| ㉔ | 21 | |

※くすのき（⑦・⑧・⑫・⑬・⑱）については、前回（令和６年２月実施）の切り口より３ｍ～５ｍを切るものとする。また、当該地北側市道や南側民家等の史跡地外に出ている箇所及び電線に接触している枝については強剪定とする。

もみじ、まき、つばき等については、庭木のように剪定すること。